

正する。

様式第5号中

施設の種類		事業開始（予定） 年月日	年 月 日
-------	--	-----------------	-------

を

施設の種類（当該施設が無料低額宿泊所である場合にあっては、サテライト型住居の設置の有無を含む。）	サテライト型住居の設置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業開始（予定） 年月日	年 月 日
--	---	-----------------	-------

に改め、同様式の添付書類の3中「、生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改め、同様式の添付書類の16を同様式の添付書類の17とし、同様式の添付書類の15の次に次のように加える。

- 16 当該施設が無料低額宿泊所であり、かつ、サテライト型住居の設置をする場合にあっては、当該サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造並びに福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法を記載した書類

様式第5号の備考の2を同様式の備考の3とし、同様式の備考の1を同様式の備考の2とし、同様式に備考の1として次のように加える。

- 1 「施設の種類（当該施設が無料低額宿泊所である場合にあっては、サテライト型住居の設置の有無を含む。）」欄の「サテライト型住居の設置の有無」は、該当する□の中にレ印を付すこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県社会福祉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（厚生企画課）

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第110号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営四ヶ村地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類
県営四ヶ村地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 3 月 23 日から
令和 4 年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧の場所
小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第111号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営大布施南部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営大布施南部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年3月23日から

令和4年4月20日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第112号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

外輪野用水土地改良区から申請のあった外輪野南地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和4年3月9日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類
土地改良事業計画書の写し
定款の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年3月23日から
令和4年4月20日まで
- 3 縦覧の場所
富山市農林水産部農林事務所農地林務課

富山県告示第113号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
富山県富山市須原字一ノ谷15の1、15の2、16の1、16の2、16の4、19、22の1、22の2、23、24、26から28まで、字中ノ谷23の2から23の5まで、24の1から24の5まで、24の7から24の11まで、25の2、25の4、25の6から25の9まで、26の1から26の9まで、27の5から27の7まで、28の3、29の1から29の5まで、土字上境谷1の5、1の13から1の16まで、1の18から1の32まで、1の34、1の35、字原手尾1の30から1の33まで、1の60から1の63まで、字横手山1の1、1の2、1の4、1の5、1の7から1の37まで、1の39から1の48まで、1の50、1の52から1の54まで、1の56から1の71まで、長川原字水上谷2の1、小羽字折戸谷1、字六ヶ平1、2、下伏字大谷18

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第114号

指定介護療養型医療施設の指定の辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第113条の規定により指定の辞退の届出があったので同法第115条第2号の規定により次のとおり公示する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

介護保険事業所番号	1610810515	
指定辞退年月日	令和4年4月1日	
開設者	氏名又は名称	医療法人社団寿山会
	主たる事務所の所在地	砺波市寿町2番40号
施設	名称	あおい病院
	所在地	砺波市堀内18番1号

富山県告示第115号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 河川の名称

一級河川小矢部川水系中川

2 河川管理施設の名称又は種類

中川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

高岡市池田 265—1 地先から 249地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 高岡市

住所 高岡市広小路7番50号

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和4年3月23日から道路の存続する日まで

富山県告示第116号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
スギ薬局魚津本江店	魚津市本江2571番地1	精神通院医療		令和4年3月1日

富山県告示第117号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
スギ薬局鐘紡店	高岡市鐘紡町1番19号	精神通院医療		令和4年3月1日

富山県告示第118号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ゆたか薬局	富山市悪王寺 225-2	精神通院医療		令和4年3月1日

富山県告示第119号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒川滑川線	滑川市本江字二十苅 256 番2から	変更前		最大 6.4 最小 4.6	57.9	新川土木 センター
	滑川市本江字二十苅 268 番1まで	変更後		最大 12.0 最小 4.6	57.9	
一般国道 472号	富山市八尾町石戸 807番 地先から	変更前		最大 6.1 最小 6.0	205.2	富山土木 センター

	富山市八尾町石戸 582番地先まで	変更後		最大 6.7 最小 6.7	205.2	
県道 婦中平岡線	富山市境野新2055番から	変更前		最大 15.7 最小 6.5	68.0	富山土木センター
	富山市境野新2054番まで	変更後		最大 15.7 最小 6.5	68.0	
県道 押水福岡線	高岡市福岡町沢川字脇林 9番49から	変更前		最大 10.4 最小 9.7	43.2	高岡土木センター
	高岡市福岡町沢川字脇林 9番49まで	変更後		最大 26.3 最小 9.9	43.2	
一般国道 304号	南砺市大鋸屋字大谷島 119番5から	変更前		最大 54.4 最小 24.6	78.5	砺波土木センター
	南砺市大鋸屋字大谷島 119番6まで	変更後		最大 53.4 最小 24.6	78.5	
一般国道 359号	砺波市久泉 217番2から	変更前		最大 54.1 最小 33.8	21.5	砺波土木センター
	砺波市久泉 217番2まで	変更後		最大 53.8 最小 33.8	21.5	

富山県告示第120号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒川滑川線	滑川市本江字二十苺 256番2から 滑川市本江字二十苺 268番1まで	令和4年3月23日	新川土木 センター
県道 宇奈月大沢野 線	魚津市石垣 521番から 魚津市石垣村字柳坪1605番6まで	令和4年3月25日	新川土木 センター
一般国道 415号	富山市中田二丁目 526番2から 富山市東富山寿町三丁目 626番10ま で	令和4年3月23日	富山土木 センター
一般国道 472号	富山市八尾町石戸 807番地先から 富山市八尾町石戸 582番地先まで	令和4年3月23日	富山土木 センター
県道 婦中平岡線	富山市境野新2055番から 富山市境野新2054番まで	令和4年3月23日	富山土木 センター
県道 山田湯谷線	富山市山田今山田字磯谷15番3から 富山市山田今山田字磯谷15番2まで	令和4年3月23日	富山土木 センター
県道 押水福岡線	高岡市福岡町沢川字脇林9番49から 高岡市福岡町沢川字脇林9番49まで	令和4年3月23日	高岡土木 センター
一般国道 156号	南砺市祖山字抜ノ平3番1から 南砺市祖山字抜ノ平3番1まで	令和4年3月31日	砺波土木 センター

一般国道 304号	南砺市大鋸屋字大谷島 119番5から 南砺市大鋸屋字大谷島 119番6まで	令和4年3月23日	砺波土木 センター
--------------	--	-----------	--------------

富山県教育委員会告示第1号

指定技能教育施設における連携科目等の変更について

昭和44年4月1日付けで技能教育施設として指定した富山市医師会看護専門学校における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目を次のとおり変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により公示する。

令和4年3月23日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

1 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 (変更前)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
解剖生理	人体と看護
栄養と食事療法	人体と看護
薬理	人体と看護
病理	疾病と看護
微生物	疾病と看護
患者の心理	疾病と看護
保健医療と関係法規	生活と看護
看護と倫理	生活と看護
基礎看護	基礎看護
成人看護	成人看護
老年看護	老年看護
精神看護	精神看護
臨地実習	看護臨地実習

(変更後)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
解剖生理Ⅰ～Ⅱ	人体の構造と機能
食生活と栄養	人体の構造と機能
食事療法	人体の構造と機能
病理Ⅰ～Ⅳ	疾病の成り立ちと回復の促進
薬理	疾病の成り立ちと回復の促進
薬物療法と看護	疾病の成り立ちと回復の促進
保健医療と関係法規	健康支援と社会保障制度
看護と倫理Ⅰ～Ⅱ	健康支援と社会保障制度
看護概論	基礎看護
基礎看護技術Ⅰ～Ⅵ	基礎看護
成人看護Ⅰ～Ⅴ	成人看護
老年看護Ⅰ～Ⅲ	老年看護
精神看護Ⅰ～Ⅲ	精神看護
臨地実習	看護臨地実習

2 変更年月日

令和4年4月1日

富山県教育委員会告示第2号

技能教育施設の廃止について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月23日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

1 指定技能教育施設の名称及び所在地

名 称 星槎富山キャンパス

所在地 富山市新富町1-2-3 C i Cビル5階

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、射水市、中新川郡立山町、下新川郡入善町

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高岡市戸出東部土地区画整理組合設立準備委員会委員長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（高岡市戸出東部土地区画整理事業）

2 作業期間

令和4年3月7日から令和4年5月31日まで

3 作業地域

高岡市戸出東部地域（戸出町1丁目地内）

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 協定の名称

不動島景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで、魅力ある景観まちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市鷹栖16区の区域（別紙図面のとおり）

4 景観まちづくりの方針

協定区域内における景観まちづくりの方針は、次のとおりとする。

- (1) 建築物について、周辺景観との調和を図る。
- (2) 屋敷林、庭園、生け垣などの散居景観を構成する要素の保全を図る。
- (3) 散居景観の保全意識の向上を図る。

5 協定の内容

- (1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう、砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。

- (2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものとし、各号の基準を遵守するものとする。

ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損、危険な樹木又は自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ3m以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。

イ 敷地内に高さ3m以上となる樹木を3本以上保有する。3本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して1年以内に植栽する。

ウ 本協定区域内に住む高齢者や障がい者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。

- (3) 協定者は、建築物の新築、移転、増築、改築又は模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。

ア 建築物の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。

エ 建築物は、2階建てまでとする。

オ 建築物と道路の間に緑地帯を設ける。

(4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。

(5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。

(6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するよう努めるものとする。

6 協定締結年月日

令和4年11月27日

7 協定有効期限

令和14年11月26日

（「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

都市計画事業の施行

小矢部都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画道路事業

3・4・8号 社内上野本線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

小矢部市今石動町2-13-1 富山県高岡土木センター小矢部土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市沖塚原365番1			射水市戸破1139番地 1 ヴォアソルテ J101	高崎 大将 高崎 千春

